

11月のビジネスカレンダー

日	曜	行事	経理・税務関係事務	労務・総務関係事務
1	金		営業部門から報告のあった年末商戦の販促案に基づいて、資金計画・人員計画を検討するとともに、年末に向けて売掛金の回収を強化する	11月から「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス法）が施行される。発注事業者となる企業は、取引条件の明示や就業環境の整備など、遵守すべき各種事項を確認しておく
2	土			
3	日	文化の日		
4	月	振替休日		
5	火			
6	水			
7	木	立冬		いつでも使えるように暖房器具・設備の点検・整備を済ませておく
8	金			
9	土			
10	日			今年度の全国統一防火標語は「守りたい 未来があるから 火の用心」。これを機に防災意識を高め、器具の操作方法や避難経路の確認など、緊急時に備えておく
11	月		← 10月分の源泉徴収税額・特別徴収税額の納付	
12	火			
13	水			
14	木		冬季賞与に関する支給原資の検討や、考課・査定を進める	
15	金	七五三	年末資金の借入が必要な場合は、早めに取引金融機関に打診する	年賀はがきを購入したら、速やかに文案・デザインを検討・決定する。また、取引先などにカレンダーや手帳を配布する場合は余裕をもって手配する
16	土			
17	日			
18	月			
19	火		年末調整の事務のポイントを把握しておく。また、必要な帳票類の確認とあわせ、社員に保険料控除申告書などの準備を呼びかける	
20	水			
21	木			年末年始のスケジュールを確認する
22	金	小雪		
23	土	勤労感謝の日		
24	日			
25	月			
26	火		9月決算法人の確定申告と納税【決算応当日まで】	
27	水		3月決算法人の中間（予定）申告と納税【決算応当日まで】	
28	木	税関記念日		
29	金		12月・3月・6月決算法人の消費税・地方消費税の中間申告【決算応当日まで】	
30	土	年金の日	←	← 10月分の社会保険料、子ども・子育て拠出金の納付

※オレンジ文字は法定事務。期限日が行政機関等の休日にあたる場合、直後の平日に変わる

【主な週間・月間キャンペーン】
●過重労働解消キャンペーン
●テレワーク月間
●秋季全国火災予防運動（9日～15日）
●税を考える週間（11日～17日）